## 岐阜市立岩野田小学校PTA規約

### 第1章 「名称と事務所」

第1条 本会は、岐阜市立岩野田小学校PTAといい、事務所を岩野田小学校内におく。

#### 第2章 「目的」

第2条 本会は、会員相互の教養を高め親睦を図り、家庭と学校と地域社会との緊密な協力によって、教育的環境を整え、児童の生活を善導し、福祉を増進させることを目的とする。

#### 第3章 「方 針」

第3条 本会は、第2条の目的達成をめざす民間団体であるから、特定の宗教や政党にかたよったり、利用や支配をされたりしない。

また、学校管理に属することや、教職員の人事についても干渉しない。

#### 第4章 「事業」

第4条 本会は、目的達成のために、次の事業を行う。

- 1 会員の研修及び親睦
- 2 児童の福祉厚生
- 3 子ども会の育成
- 4 教育環境の整備充実
- 5 教育研究の援助
- 6 その他必要と認めた事業

### 第5章 「会員」

第5条 1 本会の会員は、岩野田小学校に在籍する児童の保護者と岩野田小学校の職員とする。

2 会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

#### 第6章 「会計」

第6条 本会の経費は、会費、その他の収入をもってあてる。

第7条 会員の会費は、月額500円とする。

第8条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 なお、本会の決算は、監査を経て総会にて報告し、承認を得なければならない。

#### 第7章 「役員」

第9条 本会に次の役員をおく。

- 1 会 長
- 2 副 会 長 2名以上(内、子育て委員1名、運営委員1名を兼務とする。)
- 3 書 記 3名(内、学校職員1名)
- 4 会 計 2名(内、学校職員1名)
- 5 子ども会育成会長
- 6 会計監査 1名(子育て委員が兼ねる)
- 7 顧 問(学校長)

また、本会は、学校長のほかにも顧問をおくことができる。顧問は本部役員経験者を執行委員会の推薦により会長が委嘱し、会長の諮問に応じる。

#### 第8章 「役員の任務」

第10条 役員の任務は、次の通りである。

- 1 会長は、会を代表し、会務を統括する。総会、執行部会を召集する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会務を代行する。
- 3 書記は、総会並びに執行部会、及びその他本会の事業について記録し保管・その他の

庶務一切を処理する。

- 4 会計は、本会のすべての収入・支出を正確に記録し、領収書を保管し会計監査の監査 を受け、次年度始めの総会において報告し、承認を受け会計事務を処理する。
- 5 会計監査は、年度会計を監査し、次年度始めの総会において報告する。
- 6 顧問は、必要のあるとき会長の諮問に応じる。

#### 第9章 「役員の選出」

- 第11条 役員の選出は、次の通りとする。
  - 1 会長・副会長・書記・会計・子ども会育成会長は、指名委員会が保護者の中から候補 者を推薦し、年度末の3月10日までに候補者役員名簿を会員に公示し、承認を受ける。
  - 2 書記・会計のうち学校職員については、学校長の推薦により、会長が委託する。
- 第12条 役員の任期は、1年間とし、再選をさまたげない。
- 第13条 会長・副会長・書記・会計・子ども会育成会長・会計監査の任期中に欠員が生じた場合は、執行部で指名し、その任期は残任期間とする。

#### 第10章 「部会、委員会の構成と、部員、委員の選出」

- 第14条 執行部会は、第9条の役員および正副支部長、学年正副委員長、専門部正副委員長で構成する。
- 第15条 支部数は、次の通りとする。
  - 1 岩崎…3 三田洞…1 三田洞東…2
  - 2 正副支部長は、各支部の会員の互選または推薦により、年末までに決定する。 支部委員は、各支部から、実情に応じて選出する。
- 第16条 各専門委員会は、次の通りとする。
  - 1 成人教育委員会、地域生活委員会、保健体育委員会、広報委員会とする。
  - 2 前項の各委員会の正副委員長は委員の互選によって選出する。
- 第17条 各専門委員会の委員選出は次の通りとする。
  - 1 委員の選出母体は、各学年とする。 但し、地域生活委員は各支部より選出、広報委員はPTA本部役員が兼務する。 また、委員は各学年2名とし、地域生活委員は各支部1名とする。
  - 2 各学年は互選、または推薦によって専門委員を選出する。 また、各支部は互選、または推薦によって地域生活委員を選出する。 これにより選出された委員は専門委員会を構成する。
  - 3 専門委員長は、専門委員の中より互選する。 総定数26名:地域生活委員会7名、成人教育委員会・保健体育委員会・広報委員会 (PTA本部役員兼務7名)の三委員会を19名で構成する。
  - 但し、選出する委員数は、その年度の実情に応じて、本部役員会で決定する。
- 第18条 学級委員は、全員出席の上、学級より2名を互選または推薦により選出し、代表を決定する。止むを得ず欠席するときは、委任状を提出する。

但し、選出する委員数は、その年度の実情に応じて、本部役員会で決定する。

- 第19条 学年委員会及び学年代表委員会は次の通りとする。
  - 1 学年委員会は同一学年の学級委員をもって組織し、各委員の互選によって学年委員長、 副委員長を選出する。
  - 2 学年代表委員会は、各学年委員長、副委員長をもって組織し、学年代表委員長は6年、 副委員長は5年より選出する。
- 第20条 PTA会長、副会長、顧問は各委員会に出席することができる。

#### 第11章 「部会、委員会の任務」

第21条 執行部会は会長の諮問に答え、総会に提出する報告議案の作成、総会の運営、特別委員

- 会の設定、本部及び各委員会、支部子ども会事業の計画審議、報告、その他必要な業務の処理をする。
- 第22条 支部長は、支部委員及び支部選出の専門委員と協力して、支部子ども会の健全育成を図るための企画や運営、他団体との連携に努める。 支部長は、各支部相互の情報交換を図るため、必要に応じて支部長会を開催する。
- 第23条 支部委員は、子ども会活動や登下校の指導育成にあたるとともに校区における委員会活動等に協力し、会員の交流を図る。
- 第24条 成人教育委員会は、児童の健全育成と教育文化の向上をめざし、生涯教育の観点に立って学習し、家庭教育に生かされるよう会員の研修活動に努める。
- 第25条 地域生活委員会は、児童の校外での生活指導や、校外生活の向上に関する環境等の整備 に努めるとともに、交通安全意識の高揚に努める。
- 第26条 保健体育委員会は、児童の心身の発達に応じた体力向上と、親子による体力づくりの推進ならびに、学校給食の理解、家庭における食生活向上の啓発に努める。
- 第27条 広報委員会は、PTA会員の意識向上と、PTA活動の理解と協力を促し、PTA機関 紙として会報を発行するとともに、優良視聴覚教材の推奨とその活用をはかり、PTA 会員や地域等への情報提供とその工夫に努める。

### 第12章 「学級委員、学年委員会、学年代表委員会の任務」

- 第28条 学級委員、学年委員会の任務は次の通りとする。
  - 1 学級委員は、学級担任の教育活動に協力し、学級児童の福祉増進と会員の研修と親睦を図る。
  - 2 学級委員は、各専門委員長からの活動の援助要請を受けた場合は、可能な限りその協力に努める。
  - 3 学年委員会は、学年主任と連絡をとり、学校、学年の教育方針や活動の理解と協力に 努め、学年児童の福祉増進と各学級のPTA懇談及び行事の連絡調整を図る。
- 第29条 学年代表委員会は、教務主任及び各学年主任と連絡をとり、学校教育の理解と協力に努め、各学年、学級のPTA行事の情報交換と連絡調整を図る。

### 第13章 「指名委員会」

- 第30条 指名委員会は、各支部の会員の正副支部長で構成され、互選によって、正副委員長を決定する。
- 第31条 指名委員会は次年度の会長、副会長、書記、会計、子ども会育成会長の候補者を選考し、 候補者と執行部会の承認を得て年末1週間前までに公示し、選考経過と候補者を発表し、 承認を受ける。

### 第14章 「会合」

- 第32条 新年度総会は、前年度の会計報告及び承認、本年度の学級委員長、専門委員長等の紹介、 事業計画、予算(案)の審議決定、その他重要事項を協議する。
- 第33条 臨時総会は、会長が必要と認めた時、または会員の10分の1以上の請求があった時、 これを召集する。
- 第34条 緊急、その他の理由で、臨時総会を開けない時は、執行部会で代えることができる。 また、非常事態等で会員が一同に参集できない場合は、新年度総会及び臨時総会を書 面による審議の上、書面表決にて代えることができる。
- 第35条 執行部会、各委員会は、月1回程度開くことを原則とする。 この場合、必ずしも招集する必要はなく、事案によっては書面・デジタル媒体を通し 開くこともできる。

#### 第15章 「規約の変更」

第36条 本規約の変更は、総会にて執行部より提案し、出席会員の3分の2以上の賛成、または 提出された書面表決の3分の2以上の賛成によって成立する。

附則 本規約は、平成21年4月24日から適用する。

附則 平成23年4月1日改正

附則 平成24年5月9日改正

附則 平成25年4月1日改正

附則 平成27年5月8日改正

附則 平成29年6月8日改正

附則 令和元年5月11日改正

附則 令和3年2月 1日改正

附則 令和4年5月 1日改正

# PTA慶弔に関する内規

- 第1条 本内規は会員等の慶事・弔事・見舞等の事由のあった場合に、それぞれの意を表するものとする。
- 第2条 本内規に定めるところの経費は、PTA会費の慶弔費をもってあてる。
- 第3条 本内規による慶弔は、返礼を認めない。
- 第4条 会員は、第1条の事由が発生した時は速やかに状況を把握し、役員に報告するように努める。
- 第5条 細則は下記の通りとし、金額、または、これに相当する物品を贈り、慶弔の意を表する。
  - 1 会員(保護者)の児童死亡の際は、役員、学校長、該当学級委員が会葬し、弔意を表す。

淋見舞 金 3,000円

香 典 金10,000円

生花一対

2 会員(保護者・学校職員)死亡の際は、役員、学校長、該当学級委員が会葬し、弔意を表す。

淋 見 舞 金 3,000円

香 典 金10,000円

生花一対

3 傷病見舞

児童が10日以上入院治療の場合には、金3,000円程度の見舞いを贈り、代表者が見舞う。

4 火災見舞

会員の自宅が火災の場合、金5,000円の見舞金を贈り、代表者が見舞う。

5 慶 事

学校職員が転任・退職する時は、花束を贈呈し感謝の意を表することができる。

第6条 本内規の運用については、特殊の事情があると認められた場合は、その都度役員会で、協 議決定する。

附則 本内規は、平成20年4月1日から適用する。